

# 金沢大学（宝町）総合研究棟改修施設整備等事業

## 入札説明書

平成 16 年 9 月 27 日

## 目 次

1	公告日	1
2	発注者	1
3	事業に供される公共施設の種類	1
4	事業者の募集及び選定方法	1
5	担当部局	2
6	事業の目的等	2
7	事業概要等	2
8	事業者の募集手続等	6
9	競争参加資格	8
10	入札説明書等に関する質問及び回答	13
11	競争参加資格等の確認	13
12	競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明	15
13	入札提出書類の提出日時及び場所等	15
14	入札提出書類の提出方法等	16
15	開札	17
16	入札の無効	18
17	特定事業の選定の取消し	19
18	入札保証金及び契約保証金	19
19	落札者の決定方法等	19
20	基本協定の締結	20
21	S P Cの設立	21
22	手続きにおける交渉の有無	21
23	事業契約書の作成	21
24	事業契約の締結	21
25	サービス購入費の支払条件等	21
26	事業者が付保する保険等	22
27	本事業以外の業務で、本事業に直接関連する業務に関する契約を本事業の契約の相手方 と随意契約により締結する予定の有無	22
28	苦情申立て	22
29	関連情報を入手するための照会窓口等	22
30	事業者の権利義務等に関する制限	22
31	大学と事業者の責任分担	23
32	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	23
33	事業実施に関する事項	24
34	その他	25

この入札説明書は国立大学法人金沢大学（以下「大学」という。）が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に基づき特定事業として選定した「金沢大学（宝町）総合研究棟改修施設整備等事業」（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、応募者を対象に交付するものである。

入札説明書に添付している「要求水準書」、「落札者決定基準」、「様式集」、「基本協定書（案）」及び「事業契約書（案）」は、入札説明書と一体のもの（以下「入札説明書等」という。）である。

本事業の基本的な考え方については平成 16 年 4 月 23 日に公表した実施方針と同様であるが、本事業の条件等について、実施方針に関する意見招請の結果を反映している。したがって、応募者は入札説明書等の内容を踏まえ、入札に必要な手続を行うこと。

なお、入札説明書等と実施方針に相違のある場合は、入札説明書等の規定内容を優先するものとする。また、入札説明書等に記載のない事項については、入札説明書等に関する質問・回答によることとする。

## 1 公告日

平成 16 年 9 月 27 日

## 2 発注者

国立大学法人金沢大学 学長 林 勇二郎

## 3 事業に供される公共施設の種類の種類

### (1) 公共施設等の種類

教育研究施設

### (2) 公共施設等の立地等

- |        |  |
|--------|--|
| ① 立地場所 | 石川県金沢市宝町 1-1 金沢大学宝町団地構内<br>(要求水準書「資料 1 PFI 事業計画地」参照) |
| ② 敷地面積 | 130,396 ㎡  |
| ③ 用途地域 | 市街化区域、第一種住居地域 また、伝統環境保存区域に隣接                         |
| ④ 建ぺい率 | 60%  |
| ⑤ 容積率  | 200%   |

## 4 事業者の募集及び選定方法

本事業は、設計、改修・建設段階から運営・維持管理段階の各業務を通じて、選定事業者に効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、民間事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定することが必要であることから、民間事業者の選定に当たっては、大学の財政負担並びに事業運営能力、改修・建設、維持管理能力等その他の条件により選定（一般競争入札総合評価落札方式：国立大学法人金沢大学会計規則第 40 条第 2 項）を行う予定である。

民間事業者の選定は、二段階により実施し、第一段階は資格等要件審査、第二段階は提案内容審査を行う。

## 5 担当部局

〒920-1192 石川県金沢市角間町  
金沢大学施設管理部施設企画課  
T E L 076-264-5109  
F A X 076-234-4030  
E-mail fa-pfi@ad.kanazawa-u.ac.jp

## 6 事業の目的等

国立大学法人金沢大学は、8 研究科、8 学部、共通教育、1 研究所、1 附属病院を有する総合大学であり、「人類の知的遺産の継承と革新を目指し、地域と世界に開かれた金沢大学」を基本理念とし、教育・研究等を行っている。

本事業を計画している宝町団地は、宝町、鶴間の2キャンパスで構成されており、宝町キャンパスでは、大学院医学系研究科、医学部（医学科）、医学部附属病院、がん研究所等、鶴間キャンパスでは、大学院医学系研究科（保健学）、医学部（保健学科）が教育研究を行っている。

現在、宝町団地では、「診療・教育・研究・運営が一体となったバリアフリーホスピタルの構築」をコンセプトとし、高度先進医療に対応した地域拠点病院を目指し、平成9年度より医学附属病院の再開発整備を進めている。平成13年に新病棟を開院し、引き続き、中央診療棟の改築整備を行っている。

一方、大学院医学系研究科を中心とする医科学系教育・研究分野においては、既存教育・研究施設の多くは昭和30～40年代に建設された施設であり、老朽・狭隘のため、複雑・高度化が著しい医科学系教育・研究への対応、また、多分野に渡る学際的総合研究、大型プロジェクト研究等の推進が非常に困難な状況である。

文部科学省においては、平成13年に科学技術振興のための基幹整備として大学院の狭隘化の解消、卓越した教育研究拠点の整備、既存施設の活性化の観点から世界水準の教育研究成果の確保を目指し、「国立大学等施設緊急整備5か年計画」を策定し、国立大学等施設の重点的・計画的整備を行っているものである。

本事業は、「緊急整備5か年計画」に基づき、宝町キャンパス内において、現在、移転整備を行っている角間Ⅱ団地へ移転後の旧薬学部、がん研究所の教育・研究施設を有効に活用し、また、老朽・狭隘化の著しい大学院医学系研究科の既存施設と共に改修整備を行うことにより、生命科学の高度教育・研究拠点を構築するものである。

その際、PFI法に基づき実施することにより、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、財政資金の効率的、効果的な活用を図りつつ、金沢大学（宝町）総合研究棟の整備を行い、効率的かつ効果的に公共サービスを提供することを目的としている。

## 7 事業概要等

(1) 事業名 金沢大学（宝町）総合研究棟改修施設整備等事業

(2) 調達機関番号等

◎調達機関番号..... 4 1 5

◎所在地番号..... 1 7

○第 102 号

(3) 品目分類番号

41, 42, 75

(4) 事業場所 金沢大学宝町団地構内（石川県金沢市宝町 1-1）

(5) 事業期間 事業契約締結日の翌日から平成 31 年 3 月 31 日まで

(6) 事業内容

本事業は、本事業を実施する者として選定された P F I 法第 2 条第 5 項に規定する選定事業者（以下「事業者」という。）が P F I 法に基づき当該施設を設計、改修・建設した後、事業期間中に係る維持管理業務等を遂行する R O 方式（Rehabilitate, Operate）＋一部 B T O 方式（Build, Transfer, Operate）＋一部 B O T 方式（Build, Operate, Transfer）により実施する。当施設は「公の施設」として位置付ける。本事業は、施設の設計、改修・建設、維持管理及び運営に係る対価として大学が事業者に係る費用を支払うものである。

主な業務は次のとおりであり、事業者が実施する本事業の主な業務範囲は以下のとおりである。

① 金沢大学（宝町）総合研究棟等の設計及び改修・建設

ア 設計業務

- ・設計及び設計関連業務
- ・工事開始までに必要な関連手続き（各種申請業務等）

イ 改修・建設業務

- ・改修・建設に伴う各種申請等業務
- ・工事監理業務
- ・工事に伴う近隣対策業務
- ・改修・建設工事
- ・備品等の設置工事及びその関連業務
- ・施設運用開始までに必要な関連手続き（各種申請業務等）

② 金沢大学（宝町）総合研究棟等の維持管理業務

ア 検針業務

イ 清掃業務（廊下、便所、玄関等の共用部分、講義室等）

ウ 校舎等警備業務（休日及び夜間、外部巡回、防災監視）

エ 植栽管理業務

オ 昇降機設備保守管理業務

カ 電気設備保守管理業務

キ 給排水設備保守管理業務

- ク 空調等設備保守管理業務
- ケ 防災設備保守管理業務
- コ 建物（構造・仕上）保守管理業務
- サ 外構保守管理業務

③ 校舎（医学部解剖実習棟）における運營業務

- ア 教育研究の補助業務
  - ・ 実習、法医学解剖準備、後片づけ業務

- イ 学校事務業務
  - ・ 献体の収集、管理事務
  - ・ 献体の搬送、保管、搬出事務
  - ・ 合同慰霊祭開催案内事務、同設営事務

なお、「金沢大学（宝町）総合研究棟とは、本事業の対象となる施設全体の総称であり、コリドーⅠ・Ⅱ及び校舎（解剖実習棟）も含まれている。

(7) 公共施設の規模及び配置に関する事項

基本的な施設構成は以下のとおりである。詳細は、要求水準書を参照のこと。

建物名称	構造・規模	建設年	耐震診断	耐震補強
総合研究棟（医学部南研究棟）	R5-1 5,351㎡	昭43, 48, 53, 61, 平11	Is=0.22	要
総合研究棟（医学部北研究棟）	R6-1 6,429㎡	昭41, 52, 61	Is=0.25	要
総合研究棟（医学部中央施設棟）	R2-1 3,441㎡	昭43, 平11	Is=0.33	要
総合研究棟（標本教育研究棟（現 医学部解剖棟） （うち、取壊部分）	R2 1,172㎡ (376㎡)	昭41, 48	Is=0.23	要
総合研究棟（十全講堂）	R2 1,248㎡	昭38	Is=0.76	不要
総合研究棟 （旧製薬化学科実験研究棟）	R6 3,592㎡	昭42	Is=0.26	要
総合研究棟（旧薬学科実験研究棟）	R4 3,464㎡	昭34, 35, 38	Is=0.44	要
総合研究棟（旧薬学講堂）	R1 200㎡	昭42	Is=0.28	要
計 （うち、取壊部分）	24,897㎡ (376㎡)			
コリドーⅠ（渡り廊下）	79㎡	新設		
コリドーⅡ（渡り廊下）	872㎡	新設		
校舎（解剖実習棟）	R2 1,260㎡	新設		

## 8 事業者の募集手続等

### (1) スケジュール

本事業は以下のスケジュールで実施する。

日 付	内 容
平成16年4月23日(火)	実施方針の公表
平成16年5月10日(火)～5月14日(月)	実施方針に関する質問の受付期間
平成16年5月10日(火)～5月21日(水)	実施方針に関する意見・提案の受付期間
平成16年6月15日(木)	実施方針に関する質問への回答公表
平成16年8月2日(月)	要求水準書(案)の公表
平成16年8月3日(火)～8月17日(火)	要求水準書(案)に対する質問の受付期間
平成16年8月3日(火)～8月19日(木)	要求水準書(案)に対する意見・提案の受付期間
平成16年9月10日(火)	要求水準書(案)に対する質問への回答公表
平成16年9月10日(火)	特定事業の選定
平成16年9月27日(月)	入札公告
平成16年9月27日(月)～2月10日(木)	入札説明書の交付期間
平成16年9月27日(月)～2月10日(木)	閲覧資料の閲覧等の期間
平成16年9月28日(火)～10月8日(金)	入札書類に対する第一回質問の受付期間
平成16年10月4日(月)	説明会及び現地見学会
平成16年10月5日(火)～平成17年2月4日(金)	現地調査期間
平成16年11月1日(月)	入札書類に対する第一回質問への回答公表
平成16年11月2日(火)～11月5日(金)	参加表明書・競争参加資格確認書類の受付期間
平成16年11月12日(金)	競争参加資格確認通知の発送
平成16年11月24日(水)	競争参加資格がないと認めた理由の説明要求の受付期限
平成16年11月29日(月)～12月3日(金)	入札書類に対する第二回質問の受付期間
平成16年12月2日(木)	競争参加資格がないと認めた理由の説明要求に係る回答
平成16年12月22日(水)	入札書類に対する第二回質問への回答公表
平成17年2月7日(月)～2月14日(月)	入札提出書類受付期間
平成17年2月14日(月)	開札
平成17年3月下旬	落札者の選定及び公表
平成17年4月上旬	基本協定等の締結
平成17年5月下旬	事業契約締結
平成17年6月～平成17年9月 (各施設ごとに設計期間を設ける場合は、事業者提案による。)	設計
平成17年10月	改修・建設工事後、順次供用開始
平成18年3月31日	校舎(解剖実習棟)取得期限
平成20年6月	全体供用開始
平成31年3月	事業終了



(2) 入札公告

平成16年9月27日、官報及び掲示板（石川県金沢市角間町金沢大学事務局4階）において入札公告を行う。

(3) 入札説明書等の交付

入札説明書等の交付を次のとおり行う。

① 交付期間

平成16年9月27日（月）から平成17年2月10日（木）

② 交付場所

金沢大学ホームページ

<URL><http://www.kanazawa-u.ac.jp/>

文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課契約情報室ホームページ

<URL><http://sisetuweb1.mext.go.jp/mdbskn/frontsite/MF000.asp?BT=N>

(4) 閲覧資料の閲覧等

閲覧資料について次のとおり閲覧を行う。

① 閲覧期間

平成16年9月27日（月）から平成17年2月10日（木）までの土曜日、日曜日、祝祭日及び年末年始（平成16年12月28日から平成17年1月4日）を除く毎日、午前9時から午後5時

② 閲覧場所 石川県金沢市角間町金沢大学事務局4階 施設管理部施設企画課

③ 閲覧に供する既存資料

- ・建物現状調査報告書
- ・既存建物設計図書
- ・基本設計図書
- ・防犯警備業務の内容等
- ・雨水排水資料
- ・調査シート
- ・合同慰霊祭・遺骨返還式写真
- ・光熱水実績資料

(5) 説明会及び現地見学会

以下のとおり、本件入札に係る説明会及び現地見学会を開催する。

【説明会】

開催日時 平成16年10月4日（月）午後2時から午後4時

開催場所 石川県金沢市宝町1-1 金沢大学宝町団地臨床講義棟1階1-1 講義室

参加者等 本事業への参画を希望する民間事業者。ただし、1社につき3名までとする。参加希望者は平成16年10月1日（金）までに「入札説明書等に関する説明会申込書(様式1-1)」により下記の連絡先に事前登録すること。

〈連絡先〉 〒920-1192 石川県金沢市角間町  
金沢大学施設管理部施設企画課  
TEL 076-264-5109  
FAX 076-234-4030  
電子メールアドレス：[fa-pfi@ad.kanazawa-u.ac.jp](mailto:fa-pfi@ad.kanazawa-u.ac.jp)

注意事項 説明会当日は入札説明書等（要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）、事業契約書（案）等を含む。）を配布しませんので、大学のホームページからダウンロードして持参願います。

#### (6) 現地調査

実施日時 平成16年10月5日（火）から平成17年2月4日（金）の期間内において、事業者と協議の上、決定する。

実施場所 本事業の整備対象範囲内において、事業者と協議の上、決定する。

参加者等 本事業への参画を希望する民間事業者。参加希望者は上記期間内において8（4）に示す連絡先に「現地調査に関する申込書（様式2-1）」を提出した上で、事前登録すること。また、その際「現地調査に関する誓約書（様式2-2）」も併せて提出すること。

なお、11（1）に示す参加表明書等提出期限日以降は、同資料を提出した民間事業者に限り、また、11（3）に示す競争参加資格の確認（第一次審査）結果の通知日以降は、競争参加資格を満たした民間事業者に限り、現地調査の事前登録を行うことができるものとする。

### 9 競争参加資格

#### (1) 応募者の参加要件等

応募者は、単独企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業で構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とし、応募企業又は応募グループを構成する企業（以下「構成員」という。）のいずれも、以下の要件を満たすこと。なお、構成員は、事業契約締結までに設立する特別目的会社（以下「SPC」という。）に出資を行うこと。

また、応募企業又は応募グループの構成員以外の者で、事業開始後、事業者から直接業務を受託し、又は請負うことを予定している者（以下「協力会社」という。）についても、参加表明書、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料（以下「参加表明書等」という。）において協力会社として明記し、以下の要件を満たすこと。

また、応募グループで申し込む場合には、参加表明書等において代表企業名を明記し、必ず代表企業が応募手続きを行うこと。

①国立大学法人金沢大学会計細則第28条及び第29条に該当しない者であり、かつ同細則第30条第2項に規定する資格を有する者であること。

②会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て（同法附則第2条の規定により、なお、従前の例によることとされる更生事件にかかる同法

による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申し立てを含む。）をしていない者で、かつ民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てをしていない者であること。

③参加表明書等の提出期限から落札者の選定が終了するまでの期間に、本学の規定に基づく指名停止等を受けていないこと。

④大学が本事業について、アドバイザリー業務を委託したパシフィックコンサルタンツ株式会社、パシフィックコンサルタンツ株式会社が本アドバイザリー業務において提携関係にある三井安田法律事務所（法務アドバイザー）及び株式会社坂倉建築研究所又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

ここで、資本面若しくは人事面において関連がある者とは、

（ア）資本面における関連

当該受託者等が発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者

（イ）人事面における関連

当該受託者等が代表権を有する役員を兼ねている者

である。以下同様とする。

⑤本施設の基本設計の作成に関与した者が、応募グループの構成員もしくは協力会社となっていないこと。

⑥応募企業又は応募グループの構成員又は協力会社のいずれかが、他の応募企業又は応募グループの構成員又は協力会社として参加していないこと。

⑦審査委員会の委員が属する企業ないし組織が応募企業又は応募グループの構成員又は協力会社となっていないこと。

⑧直近1年間の法人税、法人事業税、法人住民税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

## (2) 応募者の構成員等の資格等要件

応募企業又は応募グループの構成員又は協力会社のうち設計、改修・建設、工事監理、維持管理及び運営の各業務に当たる者は、それぞれ①～⑤の要件を満たすこと。

なお、①～⑤のうち、複数の要件を満たす者は当該複数の業務を実施することができるが、②「改修・建設に当たる者」と上記資本面若しくは人事面において関連がある者が、④「工事監理に当たる者」を兼ねることはできない。

① 設計に当たる者は、次の要件を満たすこと。また、同一業務を複数の者で実施する場合は、全ての者がア～エを満たす必要がある。

ア 文部科学省において、平成15・16年度設計・コンサルティング業務に係る有資格者として登録されている者であること。

イ 経営状況が健全であること。

なお、「健全であること」とは、手形交換所による取引停止処分及び主要取引先からの取引停止を受けていない者並びに経営状態が著しく不健全でない者を指す。

ウ 不正又は不誠実な行為がないこと。

エ 建築士法（昭和25年法律202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っているもの。

オ 平成6年度以降に、担当者（相当程度の責任をもって業務に従事した者）として、下記に示す設計業務に従事し、完了した経験を有する総括技術者及び主任技術者を専任で配置できること。なお、同じ技術者が複数の役割及び分野を担当することを妨げるものではない。

■ 業務実績 (ア) 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で地上4階建て以上かつ延べ面積5,000㎡以上の校舎又は研究施設の全面的な改修に関する設計業務。

(イ) 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で耐震補強工事（免震工法、制震工法を含む）を伴う改修に関する設計業務。

ただし、（ア）及び（イ）両方の実績は、同一改修工事であることは要しない。

② 改修・建設に当たる者は、次の要件を満たすこと。また、同一業務を複数の者で実施する場合は、全ての者がア・イを満たす必要がある。

ア 改修・建設に携わる応募企業、応募グループの構成員又は協力会社は、文部科学省において一般競争参加者の資格を有し、各工事において、「一般競争参加者の資格」（平成13年1月6日文部科学大臣決定）第1章第4条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記2の点数）が次の点以上であること。

建築一式工事 1,250点以上

電気工事 950点以上

管工事 950点以上

なお、複数の工事を同一の企業が実施することは、差し支えない。

また、各工事を複数の企業が共同して実施することは差し支えない。ただしこの場合においては、共同して工事を実施するすべての応募企業又は応募グループの構成員又は協力会社が上記を満たすものとする。

イ 提案内容に対応する建設業法（昭和22年法律第100号）の許可業種につき許可を有して営業年数が5年以上ある者であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が出来ると認められる場合においては、許可を有して営業年数が5年未満であっても同等として取り扱うことが出来るものとする。

ウ 平成6年度以降に、元請として完成・引渡しが出来た下記の基準を満たす各工事に対応した工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

なお、複数の建設企業が下記に示す建設工事ごとに共同して施工する場合にあっては、そのうち1者が工事種類ごとに施工実績を有すれば良いものとする。

■ 施工実績 (ア) 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で地上4階建て以上かつ延べ面積5,000㎡以上の校舎又は研究施設

の全面的な改修。

(イ) 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で耐震補強工事（免震工法、制震工法を含む）を伴う改修。

ただし、（ア）及び（イ）両方の実績は、同一改修工事であることを要しない。

エ 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配属できること。

a) 建築工事

一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士若しくは技術士（技術士法による第二次試験のうち、技術部門を建築部門とするものに合格した者）の資格を有する者、又はこれらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

b) 電気設備工事

一級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、技術士（技術士法による第二次試験のうち、技術部門を電気・電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を「電気・電子」又は「建設」とするものに限る。）とするものに合格した者）の資格を有する者又はこれらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

c) 機械設備工事

一級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、技術士（技術士法による第二次試験のうち、技術部門を機械部門（選択科目を「流体機械」又は「冷暖房及び冷凍機械」とするものに限る。）、水道部門又は衛生工学部門又は総合技術管理部門（選択科目を「機械－流体機械」、「機械－冷暖房及び冷凍機械」、「水道」又は「衛生工学」とするものに限る。）とするものに合格した者）の資格を有する者又はこれらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

d) 平成6年度以降に、元請として完成・引渡し完了した上記②ウに掲げる工事の経験を有する者であること。

e) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有する者であること。

ただし、上記b)、c)を担当するものはウ(イ)の施工実績を有することを要しない。

③ 維持管理に当たる者は、次の条件を満たすこと。また、同一業務を複数の者で実施する場合は、全ての者がア・イを満たす必要がある。

ア 文部科学省競争参加資格（全省庁統一規格）において、平成16年度に東海・北陸地域の「役務の提供等」のA、B、又はC等級に格付けされている者であること。

イ 請負を実施するに必要とする資格（許可、登録、認定等）を有していることを証明したものであること。

④ 工事監理に当たる者は、次の要件を満たすこと。また、同一業務を複数の者で実施する場合は、全ての者がア～エを満たす必要がある。

ア ①アに同じ。

イ ①イに同じ。

ウ ①ウに同じ。

エ ①エに同じ。

オ 平成 6 年度以降に、担当者（相当程度の責任をもって業務に従事した者）として、下記に示す工事監理業務に従事し、完了した経験を有する者を建築工事、電気設備工事、機械設備工事にそれぞれ専任で配置できること。

■ 業務実績 (ア) 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で地上 4階建て以上かつ延べ面積5,000㎡以上の校舎又は研究施設の全面的な改修工事の監理業務。

(イ) 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で耐震補強工事（免震工法、制震工法を含む）を伴う改修工事の監理業務。

ただし、(ア) 及び (イ) 両方の実績は、同一改修工事であることを要しない。

⑤ 運営に当たる者は、次の要件を満たすこと。また、当該業務を複数の者で実施する場合は、全ての者がアを満たす必要がある。

ア 文部科学省競争参加資格において、平成 16 年度に東海・北陸地域の「役務の提供等」の A、B、C、又は D 等級に格付けされているものであること。

イ (財)葬祭ディレクター技能審査協会が実施する「葬祭ディレクター技能審査」において、1 級と認められたものを、円滑かつ確実に配置できること。必ずしも当該有資格者を有する会社であることを規定する要件ではない。

ウ 一般貨物自動車運送事業（霊柩車）の許可申請を有すること。霊柩車の所有について規定する要件ではない。

エ 法医解剖の補助業務を実施する際に、特定化学物質等作業主任者を 1 名以上円滑かつ確実に配置できること。必ずしも当該有資格者を有する会社であることを規定する要件ではない。

なお、参加表明書等により参加の意思を表明した応募グループの構成員又は協力会社を新たに変更及び追加することは原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合（指名停止等に該当する場合は除く。）は大学と協議を行う。協議の結果、大学が妥当と認めた場合には、応募グループの代表企業以外の構成員又は協力会社を、競争参加資格の確認を受けた上で入札提出書類（「11. 競争参加資格等の確認」に示す応募者が入札時に提出する書類等をいう。以下同じ。）の提出期限までに変更及び追加す

ることができるものとする。

## 1 0 入札説明書等に関する質問及び回答

### (1) 受付期間

第1回 平成16年9月28日(火)から平成16年10月8日(金)午後5時

第2回 平成16年11月29日(月)から平成16年12月3日(金)午後5時

### (2) 提出方法

質問者は、「入札説明書等に関する質問書(様式3-1~6)」により Microsoft Excel で作成し、入札説明書、添付書類毎に各々のファイル名をつけた、ウイルス対策のなされた電子ファイルとすること。なお、提出書類の詳細及び記載方法等並びに様式番号は、様式集を参照のこと。

当該電子ファイルを保存した3.5インチフロッピーディスク(印刷物添付)を持参、郵送又は電子メールにて提出すること。なお、提出されたフロッピーディスクは返却しない。また、上記の受付期間に未着の場合は質問がなかったものとみなす。

#### 〈宛 先〉

〒920-1192 石川県金沢市角間町

金沢大学施設管理部施設企画課

T E L 076-264-5109

F A X 076-234-4030

E-mail fa-pfi@ad.kanazawa-u.ac.jp

### (3) 回答の公表

質問に対する回答は、金沢大学ホームページ及び掲示板(石川県金沢市角間町金沢大学事務局4階)、文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課契約情報室ホームページにおいて第1回 平成16年11月1日(月)、第2回 平成16年12月22日(水)までに公表する。

金沢大学

<URL><http://www.kanazawa-u.ac.jp/>

文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課契約情報室

<URL><http://sisetuweb1.mext.go.jp/mdbskn/frontsite/MF000.asp?BT=N>

## 1 1 競争参加資格等の確認

- (1) 競争参加希望者は、上記9(1)(2)に掲げる要件(以下「競争参加資格」という。)を満たすことを証明するため、次に従い、参加表明書等を提出し、競争参加資格の有無について審査を受けなければならない。なお、9(2)①ア、③ア、④ア及び⑤アに掲げる文部科学省における有資格者として登録を行っていないものであっても、参加表明・資格確認申請の提出期限日までに登録申請を行い、開札時において9(2)①ア、③ア、④ア及び⑤アに掲げる要件を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。その場

合、開札時において 9(2)①ア、③ア、④ア及び⑤アに掲げる要件を満たすことを証する資料を提出しなければならない。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

- ① 提出期間 平成 16 年 11 月 2 日(火)から平成 16 年 11 月 5 日(金)までのうち、11 月 3 日(水)を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時
- ② 提出場所 「5. 担当部局」に同じ
- ③ 提出方法 参加表明書等の提出は、提出場所へ持参することとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

④ 提出書類

競争参加資格確認申請時に提出する参加表明書等とは、以下のとおりである。なお、提出書類の詳細及び記載方法等並びに様式番号については、様式集を参照のこと。

- ア 参加表明書(様式 4-1)
- イ 参加グループ構成員及び協力会社一覧表(様式 4-2)
- ウ 委任状(様式 4-3)
- エ 競争参加資格確認申請書(様式 4-4-1)
- オ 競争参加資格確認資料
  - ・ 事業実施体制(様式 4-4-2)
  - ・ 設計に関する専任配置等誓約書(様式 4-4-3)
  - ・ 設計に当たる者の設計実績(様式 4-4-4)
  - ・ 改修・建設に当たる者の工事施工実績(様式 4-4-5)
  - ・ 改修・建設に関する専任配置等誓約書(様式 4-4-6)
  - ・ 維持管理業務に関する資格等誓約書(様式 4-4-7)
  - ・ 工事監理業務に関する専任配置等誓約書(様式 4-4-8)
  - ・ 工事監理に当たる者の工事監理業務実績(様式 4-4-9)
  - ・ 運營業務に関する配置等誓約書(様式 4-4-10)
  - ・ 添付書類提出確認書(様式 4-5)

(2) 9(2)①オ、②ウ及び④オの業務実績の確認を行うに当たっては、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設業者にあつては、我が国における同種業務の実績及び経験をもつて行うものとする。

(3) 競争参加資格の確認(第一次審査)結果の通知

競争参加資格の確認(第一次審査)結果の通知は、競争参加資格確認申請を行った者に対して、書面により平成 16 年 11 月 12 日(金)までに発送する。応募者がグループの場合は、代表企業に発送する。また、併せて登録受付番号を通知する。

(4) 競争参加資格の確認後の取扱い

競争参加資格の確認(第一次審査)の結果、競争参加資格を有する旨の通知を受けた応募



企業、若しくは応募グループの構成員又は協力会社のいずれかが、開札日において、9(1)及び(2)に定める要件の一つでも満たさない場合には、競争参加資格がない者に該当するため、当該企業又は当該グループは、入札の参加は認められない。

(5) 費用負担

応募に関し必要な費用は、すべて応募者の負担とする。

(6) 参加表明書等の取扱い

- ① 大学は、提出された参加表明書等を競争参加資格の確認（第一次審査）以外に応募者に無断で使用しない。
- ② 提出された参加表明書等は返却しない。
- ③ 提出された参加表明書等の変更、差し替え若しくは再提出は原則として認めない。

(7) 大学からの提示資料の取扱い

大学が提供する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

1 2 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格の確認（第一次審査）の結果、競争参加資格がないと認められた者は、大学に対して、競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い書面（様式自由 A4 版）により説明を求めることができる。なお、提出書類の詳細及び記載方法等並びに様式番号については、様式集を参照のこと。

- ① 提出期限 平成 16 年 11 月 24 日(水)午後 5 時
- ② 提出場所 「5. 担当部局」に同じ
- ③ 提出方法 書面の提出は、提出場所へ持参又は郵送によるものとし、電送によるものは受け付けない。

(2) 大学は、説明を求められたときは、平成 16 年 12 月 2 日(木)までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

1 3 入札提出書類の提出日時及び場所等

競争参加資格の確認（第一次審査）の結果、競争参加資格を有する旨の通知を受けた応募者は、入札提出書類を提出することができる。

- (1) 提出日時 持参：平成 17 年 2 月 7 日(月)から 2 月 14 日(月)午後 3 時  
郵送：平成 17 年 2 月 7 日(月)から 2 月 10 日(木)午後 5 時（必着）

(2) 提出場所 「5. 担当部局」に同じ

(3) 提出書類

入札提出書類は以下のとおりである。なお、提出書類の詳細及び記載方法等並びに様式番号については、様式集を参照のこと。

- ① 入札提出書類提出届（様式 6－1）

- ② 委任状(代理人が入札する場合) (様式6-2-1)
- ③ 委任状(復代理人が入札する場合) (様式6-2-2)
- ④ 入札書(様式6-3)
- ⑤ 業務要求水準に関する誓約書(様式6-4)
- ⑥ 基礎審査項目自主確認書(様式6-5)
- ⑦ 事業実施体制(様式6-6)
- ⑧ 入札提案書
  - ア. 表紙(様式6-7)
  - イ. 設計、改修・建設に関する提案書(様式7-1-1～様式7-1-2)
  - ウ. 維持管理業務に関する提案書(様式8-1～様式8-6-5)
  - エ. 運営業務に関する提案書(様式9-1～様式9-6)
  - オ. 事業計画に関する提案書(様式10-1-1～様式10-8)
  - カ. 図面集(様式11-1～様式11-3-1-2)

#### (4) 応募者の複数提案の禁止

応募者は、1つの提案しか行うことができない。

### 1.4 入札提出書類の提出方法等

#### (1) 提出方法

- ① 入札提出書類は、持参又は郵送(配達記録郵便に限る。)により提出するものとし、電送によるものは受け付けない。
- ② 入札に関して使用する言語は日本語、計量単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- ③ 入札書に記載される入札金額は、設計、改修・建設に係る対価、維持管理に係る対価及び運営に係る対価の総額から消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)を控除した金額とする。  
 なお、落札者決定に当たっては、入札金額に当該金額から別紙1に示す金利に基づき算定した利息(但し、解剖実習棟の整備に係る分を除く。詳細は、事業契約書(案)別紙12を参照のこと。)を控除した金額の100分の5に相当する金額(消費税相当額)を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とする。入札金額の算定条件については、別紙1に示すとおりである。
- ④ 入札書は、任意の封筒に入れ封印し提出すること。封筒の表には、必ず、宛名(国立大学法人金沢大学 学長 林 勇二郎)、「入札者名」及び「金沢大学(宝町)総合研究棟改修施設整備等事業に係る入札書在中」の旨を朱書きで記載すること。
- ⑤ 1.3(3)⑧入札提案書は、他の入札提出書類とは別に提出部数をまとめて(複数に分割可)封印し提出すること。
- ⑥ 入札提出書類は、1.3(1)に示した日時までに到達しないものは無効とする。
- ⑦ 入札時には身分を証明できるもの(社員証、運転免許証等)を持参すること。

#### (2) 代理人

- ① 応募者又はその代理人は、当該入札に参加する他の応募者の代理人となることはできない。
- ② 代理人が入札提出書類を提出する場合には、委任状を提示すること。なお、提出書類の詳細及び記載方法等並びに様式番号については、様式集を参照のこと。

### (3) 入札の辞退

競争参加資格の確認（第一次審査）の結果、競争参加資格を有する旨の通知を受けた応募者が入札を辞退する場合は、入札辞退書（様式5-1）を大学に持参又は郵送（「配達記録郵便」に限る）により提出すること。なお、入札を辞退した者が、これを理由として、以後の競争入札において、不利益な取扱いを受けるものではない。

- ① 提出期限 持参：平成17年2月14日(月)午後3時  
郵送：平成17年2月10日(木)午後5時（必着）
- ② 提出場所 「5. 担当部局」に同じ

### (4) 入札提出書類の取扱い

#### ① 著作権

入札提出書類の著作権は応募者に帰属する。

#### ② 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負う。

#### ③ 入札提出書類の変更等の禁止

入札提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。

#### ④ 入札提出書類の使用等

応募者から提出された入札提出書類は、民間事業者の選定に関わる公表以外に応募者に無断で使用しない。

なお、提出された入札提出書類は返却しない。

### (5) その他

- ① 応募者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。
- ② 応募者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の応募者と入札金額又は入札意志についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。
- ③ 応募者は、落札者の決定前に他の応募者に対して入札金額を開示してはならない。
- ④ 大学は、応募者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することができる。

## 1.5 開札

- (1) 日時：平成17年2月14日(月) 午後3時

- (2) 場 所：石川県金沢市角間町金沢大学事務局 4階 第1会議室
- (3) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない大学の職員を立ち合わせて行う。
- (4) 開札場には、入札者又はその代理人及び入札事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）並びに 15(3)のただし書きの立会職員以外の者は、入場することができない。
- (5) 入札者又はその代理人は、開札開始時刻後においては、開札場に入場することができない。
- (6) 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員に身分証明書を提示しなければならない。代理人をして入札させる場合においては入札権限に関する委任状を提出しなければならない。
- (7) 入札者又はその代理人は、大学が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- (8) 開札場において、次の各号の一つに該当するものは当該開札場から退去させる。
- ① 公正な執行を妨げようとした者
  - ② 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合した者
- (9) 開札をした場合において、入札金額が予定価格の範囲に達した入札がないときは、再度の入札を行う。なお、入札執行回数は、原則として2回とする。また、再度の入札手続は大学が指定する日時に行う。
- (10) 開札においては入札金額が予定価格の範囲内であるかの確認を行い、予定価格の範囲内の入札書を提出した者を発表する。予定価格の範囲内の入札書を提出した者のみ、その後の落札者選定の対象となる。この際、予定価格及び入札金額の公表は行わない。

## 16 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者とした場合には落札決定を取り消すものとする。

- ① 入札公告及び入札説明書等に示した競争参加資格のない者のした入札
- ② 委任状を持参しない代理人のした入札
- ③ 競争参加資格確認申請書等に記載された応募グループの代表者以外のした入札
- ④ 競争参加資格確認申請書その他の一切の提出した書類に虚偽の記載をした者の入札
- ⑤ 記名押印を欠いた入札
- ⑥ 金額を訂正した入札

- ⑦ 誤字、脱字等により意思表示が不明確である入札
- ⑧ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑨ 同一事項の入札について他の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- ⑩ その他入札説明書等において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

なお、大学により競争参加資格のあることを確認された者であっても、開札の時、本学の規定に基づく指名停止等を受けている者等、9に掲げる資格のない者は競争参加資格のない者に該当する。

#### 1.7 特定事業の選定の取消し

入札参加がない場合等、大学は特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに公表する。

#### 1.8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金は、免除する。

(2) 契約保証金は、免除する。但し、以下の内容を満たすものとする。

- ① 事業者が、本件施設の整備に関して、設計・建設期間全体を保険期間とし、施設整備費相当分（但し、利息を除き、消費税相当額を含む）の10パーセント以上に当たる額について、国立大学法人金沢大学学長を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その後速やかに、その保険証券の原本を国立大学法人金沢大学学長に提出した場合。
- ② 事業者が、建設者及び設計者をして、事業者を被保険者とし、設計・建設期間全体を保険期間とし、施設整備費相当分（但し、利息を除き、消費税相当額を含む）の10パーセント以上に当たる額を保険金額とする履行保証保険契約を締結させ、かつ事業者の費用負担で当該保証保険契約に基づく保険金請求権につき、国立大学法人金沢大学学長を質権者とする質権を設定し、その後速やかに、その保険証券の原本を国立大学法人金沢大学学長に提出した場合。

但し、①及び②において、本件施設の各建物のうち、供用開始された建物にかかる施設整備費相当分（但し、利息を除き、消費税相当額を含んだ金額）は、保険金額から順次控除できるものとする。

#### 1.9 落札者の決定方法等

(1) 落札者の決定方法

落札者決定基準による。

(2) 入札結果の通知及び公表

入札結果は、落札者決定後、速やかに応募者に対して通知するとともに、公告を行い大学のホームページにおいて公表する。

なお、P F I 法第 8 条に規定する客観的評価については、落札者と基本協定書を締結後に公表する。

### (3) 審査及び選定に関する事項

#### ① 審査及び選定

審査は、総合評価方式によることとし、第一次審査と第二次審査の二段階に分けて実施する。落札者の選定は、入札金額及び事業運営能力、建設・維持管理能力等その他の条件等を審査委員会が総合的に評価し、大学は、審査委員会の評価を踏まえ、最も優れた提案を行った者を落札者とする。

なお、各審査の主な視点は以下のとおりとする。

#### 【第一次審査】

- ・ 資格等要件審査
- ・ 本事業と同種業務の経験等

第一次審査に合格したものは、本事業に関する事業計画の提案内容を記載した入札提出書類を提出すること。

#### ② 審査委員会

民間事業者の選定に当たり、金沢大学に学識経験者及び金沢大学職員で構成する審査委員会を設置する。審査委員会は、提案内容審査における評価項目の詳細に係る検討及び応募者から提出された提案書の審査を行う。

#### 【第二次審査】

- ・ 入札金額
- ・ その他の提案内容（事業計画、施設整備及び維持管理・運営に係る事項）

#### ③ 選定結果の公表

落札者の選定を行った場合には、その結果を速やかに公表する。

#### ④ 落札者を選定しない場合

民間事業者の募集、評価及び落札者の決定において、最終的に、応募者が無い、あるいは、いずれの応募者も公的財政負担の縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業を P F I 事業として実施することが適当でないと判断された場合には、落札者を選定せず、特定事業の選定を取り消すこととし、この旨を速やかに公表する。

## 20 基本協定の締結

落札者は、落札者決定後 7 日以内に大学を相手方として、基本協定書（案）に基づき、基本協定を締結しなければならない。なお、落札者が基本協定を締結しない場合は、大学は違約金

として落札金額の100分の5に相当する金額を請求することがある。

## 2.1 S P Cの設立

落札者は、仮契約締結までに、本事業を実施するため、商法（明治32年法律第48号）に定める株式会社として、S P Cを設立するものとし、応募企業又は応募グループの構成員はS P Cへ出資すること。代表企業の出資比率は、応募グループ以外の株主を含む全出資者中最大となること。また、応募企業又は応募グループの構成員の合計が、S P Cの株主総会における総議決権の2分の1を超える議決権を有すること。

なお、S P Cは金沢市内に設立すること。

## 2.2 手続きにおける交渉の有無

無

## 2.3 事業契約書の作成

事業契約書（案）により、事業契約書を作成するものとする。

## 2.4 事業契約の締結

大学は落札者と事業契約を締結する。契約内容は、設計、改修・建設、工事監理、維持管理及び運営業務等を包括的かつ詳細に規定するものである。

- (1) S P Cは大学を相手方として、落札者決定後提案内容及び事業契約書（案）に基づいて、速やかに事業契約を締結しなければならない。
- (2) 事業契約締結に当たっては、落札者の入札金額及び入札説明書等に示した契約内容について、変更できないことに留意すること。
- (3) S P Cが事業契約を締結しない場合は、大学は違約金として落札金額の100分の5に相当する金額を請求することがある。
- (4) 事業契約締結に係る落札者側の弁護士費用、印紙代などは、落札者の負担とする。
- (5) 事業契約締結後、事業契約締結以前に契約に違反する行為を行っていたことが判明した場合、又は入札等の業務に関し不正もしくは不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められる者については、当該事実が判明した時から最長2年間、金沢大学が実施する入札への参加が認められなくなる場合があることに留意すること。

## 2.5 サービス購入費の支払条件等

### (1) サービス購入費の金額と支払方法

大学が事業者に対して支払うサービス購入費は、本事業に係る事前調査、設計、改修・建

設工事及び工事監理費等の本件施設整備に対する対価として大学が支払う部分の金額（消費税を含む。以下「施設費相当分」という。）と、当該額の支払いに対して事業者が提案する金利（以下「割賦金利」という。）に基づく利息（以下「割賦利息」という。）を合計した金額（以下「施設整備費相当分」という。）、維持管理業務に対する対価として大学が支払う部分の金額（消費税を含む。以下「維持管理費相当分」という。）及び運営業務に係る対価として大学が支払う部分の金額（消費税を含む。以下「運営費相当分」という。）で構成される。大学は、サービス購入費の支払について、事業契約書（案）別紙 12 の定めるところにより、事業者に支払うものとする。

## (2) サービス購入費の支払額の改定

施設整備費相当分については、改定は行わない。

維持管理費相当及び分び運営費相当分については、物価変動のうち一定の幅を超えた部分について勘案し、事業契約書の定めるところにより対価の改定を行う。改定方法等の詳細は、事業契約書（案）別紙 13 に示すとおりである。

## (3) サービス購入費の減額等

大学は、事業者が実施する本事業に対し、モニタリングを行う。係るモニタリングの結果、事業契約書に定められた要求水準が満たされていないことが判明した場合、大学は、サービス購入費の減額等を行うことがある。サービス購入費の減額等における方法等の詳細は、事業契約書（案）別紙 13 に示すとおりである。

## 2.6 事業者が付保する保険等

事業者は、事業契約書（案）別紙 8 に示す保険を付保するものとする。

## 2.7 本事業以外の業務で、本事業に直接関連する業務に関する契約を本事業の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無

無

## 2.8 苦情申立て

本手続きにおける競争参加資格の確認その他の手続きに関し、「政府調達に関する苦情の処理手続き（平成 7 年 12 月 14 日付け政府苦情処理推進本部決定）により、政府調達苦情検討委員会（連絡先：内閣府政府調達苦情処理対策室、）に対して苦情を申し立てることができる。

## 2.9 関連情報を入手するための照会窓口等

入札説明書等に定めることその他、入札等の実施に当たって必要な事項が生じた場合には、大学のホームページにて掲載する。

## 3.0 事業者の権利義務等に関する制限

### (1) 事業者の事業契約上における地位の譲渡等

大学の事前の承諾がある場合を除き、事業者は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担



保提供その他の方法により処分してはならない。

#### (2) S P Cの株式の譲渡・担保提供等

S P Cの株主は、原則として本事業の事業契約が終了するまでS P Cの株式を保有することとし、大学の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

#### (3) 債権の譲渡

事業者が、大学に対して有する施設の設計、改修・建設、工事監理並びに維持管理、運営業務の提供に係る債権は、大学の承諾がなければ譲渡することができない。

#### (4) 債権への質権設定及び債権の担保提供

事業者が、大学に対して有する施設の設計、改修・建設、工事監理並びに維持管理、運営業務の提供に係る債権に対する質権の設定及びこれの担保提供は、大学の承諾がなければ行うことができない。

### 3 1 大学と事業者の責任分担

#### (1) 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、施設の建設、工事監理並びに維持管理の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、大学が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、大学が責任を負うこととする。

#### (2) 予想されるリスクと責任分担

大学と事業者の責任分担は、事業契約書（案）によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定した上で提案を行うものとする。リスク分担の程度や具体的内容について、事業契約書（案）に示されていない場合は、落札者と大学の協議により定めるものとする。

### 3 2 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

P F I法に規定する法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項は、次のとおりである。

#### (1) 法制上及び税制上の措置に関する事項

本事業のうち、BOT方式により整備する校舎（解剖実習棟施設）については、「PFI法による選定事業に係る税制特例措置」を受けられる予定であり、（平成18年3月31日までに取得が完了するなど、入札説明書等に示す条件を満たした場合）当該施設に係る不動産取得税、固定資産税及び都市計画税の課税標準が通常の2分の1となる。（詳細は、「地方税法」（昭和25年7月31日法律第226号）附則第11条第33項、附則第15条第55項、「地方税法施行令」（昭和25年7月31日政令第245号）附則第7条第29項、附則第11条第73項、並びに「地方税法施行規則」（昭和29年5月31日総理府令第23号）附則第3条2の20、附則第6条第105項から第107項の該当部分を参照のこと。）

## (2) 財政上及び金融上の措置に関する事項

- ① 大学は、本事業における施設整備等に係る費用の全額に対して、国からの補助を受けて実施するものである。また、維持管理等に係る費用については、国からの運営費交付金の支給を受けることを予定している。
- ② 大学は、事業者が、財政上及び金融上の支援を受けることができるよう努める。
- ③ 大学は、事業者に対する出資等の支援は行わない。
- ④ 本事業は、日本政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備」に対する融資（無利子融資、低利子融資）の対象事業であり、応募者は自らの責任において当該融資を利用することを前提として提案することができる。

当該融資制度の詳細、条件等については、応募者が直接同行に問い合わせを行うこと。

ただし、当該融資を提案に織り込む場合には、民間金融機関と同様の金利を前提とすることとし、大学は、同行の同融資制度の趣旨が民間事業者の提案喚起および本事業の安定性向上等にあることに鑑み、同行からの調達が可能となった際においてもサービス購入費の見直しは行わない。

なお、無利子融資制度は平成18年3月31日までの時限措置である点に留意すること。

## 3.3 事業実施に関する事項

### (1) 誠実な業務遂行義務

事業者は、入札提出書類及び事業契約書に定めるところにより、誠実に業務を遂行すること。

### (2) 事業期間中の事業者と大学の関わり

- ① 本事業は、事業者の責任において実施される。また、大学は事業契約に定められた方法により、事業実施状況の確認を行う。
- ② 大学は原則として事業者に対して連絡等を行うが、必要に応じて大学と建設会社等との間で直接連絡調整等を行う場合がある。この場合において、大学と建設会社等との間で直接連絡調整を行った事項については事業者に報告する。
- ③ 事業の継続性をできるだけ確保する目的で、大学は、事業者に対し資金提供を行う金融機関等と協議を行い、直接協定を結ぶことがある。
- ④ 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合には、大学と事業者は誠意をもって協議する。

### (3) 業務実施状況の報告等

事業者は、事業契約に定めるところにより、業務実施状況を大学に報告し、大学の確認又は承諾を受けなければならない。

### (4) 事業の実施状況のモニタリング

大学は、本事業のモニタリングを行う。モニタリングの方法、内容等については、事業契約書（案）に定める。

また、事業者が実施するサービスの水準が事業契約書に定める大学の要求水準を満たしていないことが判明した場合、大学は事業者に対して是正勧告を行う。

なお、大学が是正勧告を行ったにもかかわらず、当該勧告対象となった事項が改善されない場合、大学は事業者に対する支払額を減額する等の措置を行う。

なお、モニタリングに要する費用は、事業者側に発生する費用を除き大学の負担とする。

#### (5) 財務書類の提出

事業者は、毎事業年度、当該事業年度の財務書類（商法第 281 条第 1 項に規定する計算書類）を作成し、自己の費用をもって公認会計士又は監査法人による監査を受けた上で、監査報告書とともに毎事業年度経過後 3 ヶ月以内に大学に提出する。

大学は、請求があった場合には、当該財務書類を公開できるものとする。

#### (6) 土地の使用等

本事業における土地の使用等については以下のとおり。

- ・ 本施設のうち、RO 及び BTO 方式で整備する施設に係る敷地については、事業者は、建設期間中無償で使用することができる。また、BOT 方式で整備する校舎（解剖実習棟）に係る敷地については、事業期間中無償で使用することができる。

### 3 4 その他

(1) 応募者は、入札説明書等を熟読し、遵守すること。

(2) 応募者は、入札後、この入札説明書等についての不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 応募者が大学に提出した資料等に虚偽の記載をした場合においては、本学の規定に基づく指名停止措置を執ることがある。

(4) 国立大学法人金沢大学契約事務取扱規定別記第 1 号 工事請負契約基準、国立大学法人金沢大学会計規則及び会計細則は、石川県金沢市角間町金沢大学事務局 4 階 施設管理部施設企画課にて希望により配布する。

#### [添付資料等]

- |        |           |
|--------|-----------|
| 別紙 1   | 入札金額の算定条件 |
| 添付資料 1 | 事業契約書（案）  |
| 添付資料 2 | 要求水準書     |
| 添付資料 3 | 落札者決定基準   |
| 添付資料 4 | 基本協定書（案）  |
| 添付資料 5 | 様式集       |